

豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の新旧対照表

(赤字の箇所は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(省略)

5. 学校跡地活用前提条件について

5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。



(省略)

5. 学校跡地活用前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.3 旧野田小学校

校舎・土地活用前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から北へ約500m
- ・定期借地
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

- 【校舎・土地】
- 庄内さくら学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または旧庄内さくら学園中学校校舎を、解体または売却する必要がある。
 - 将来の行政課題に対応するため、学校跡地の土地は売却せず、定期借地での活用とする。
- 【活用方法】
- 公共利用として、共同利用施設（災害時の避難所機能を維持）、こども園、公園を整備する
 - 民間利用として、共同住宅等を中心に生活利便施設を誘致する。



公共・民間利用

(省略)

5. 学校跡地活用前提条件について

5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。



(省略)

5. 学校跡地活用前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.3 旧野田小学校

校舎・土地活用前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から北へ約500m
- ・こども園は定期借地
- ・共同住宅等は定期借地または売却
- ・生活利便施設は定期借地

校舎・土地活用の考え方

- 【校舎・土地】
- 庄内さくら学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または旧庄内さくら学園中学校校舎を、解体または売却する必要がある。
 - 将来の行政課題に対応するとともに、財産の有効活用を促進するため、本学校跡地は、こども園および生活利便施設について定期借地、共同住宅等について定期借地または売却での活用とする。
- 【活用方法】
- 公共利用として、共同利用施設（災害時の避難所機能を維持）、こども園、公園を整備する。
 - 民間利用として、共同住宅等を中心に生活利便施設を誘致する。



公共・民間利用

(省略)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.5 庄内西小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南西へ約2,200m
- ・阪急神崎川駅から北西へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- （仮称）南校建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内西小学校校舎を、解体または売却する必要がある。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用

(省略)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.5 庄内西小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南西へ約2,200m
- ・阪急神崎川駅から北西へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- 庄内よつば学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内西小学校校舎を、解体または売却する必要がある。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.6 庄内南小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南へ約1,300m
- ・阪急神崎川駅から北へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- （仮称）南校建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内南小学校校舎を、解体または売却する必要がある。

- 民地と市有地が混在する敷地であることから、跡地の利活用に向け、複数の地権者との情報共有、協議・調整が必要となる。

- 協議・調整の内容を踏まえ土地活用を検討する。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.6 庄内南小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南へ約1,300m
- ・阪急神崎川駅から北へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- 庄内よつば学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内南小学校校舎を、解体または売却する必要がある。

- 民地と市有地が混在する敷地であることから、跡地の利活用に向け、複数の地権者との情報共有、協議・調整が必要となる。

- 協議・調整の内容を踏まえ土地活用を検討する。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用